

1 ■060■ 公訴提起の意義

2 ◎まずは公訴提起の定義をしっかりと理解、記憶。

3 公訴提起とは、( )の刑事事件につき

4 裁判所の( )を求める( )をいう

7 ■061■ 公訴提起に関するポリシー

8 ◎起訴のあり方に関し、現行法は3つのポリシーを置いている。しっかり記憶しておこう。

9 \*3つのポリシーの定義は？

10 ①国家訴追主義：

12 ②起訴独占主義：

14 ③起訴便宜主義：

17 ●司法警察員から強姦の罪名で送致された被疑事件について、被害者の告訴があり、その  
18 告訴が取り消されなかったが、検察官において、起訴を猶予すべき事情が認められると  
19 判断した場合に、不起訴にするのは違法である。(司)

20 ●検察官は、執行猶予中の被疑者が再度その前科と同種の犯罪に及んだ場合であっても、  
21 犯罪の軽重及び情状等を考慮して、公訴を提起しないことができる。(司)

22 \*起訴独占主義の例外が2つある。何？

25 \*少年事件では起訴が強制される場合がある。3つの条文を援用して説明してみよう。

29 ●検察官は、少年被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料する  
30 ときは、家庭裁判所から逆送を受けた場合を除いて、全件を家庭裁判所に送致しなければ  
31 ならない。(司)

32 ●家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質  
33 及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを検察官に送  
34 致しなければならない。(司)

35 ●家庭裁判所が刑事処分を相当と認めて検察官に送致した殺人被疑事件について、検察官  
36 において、傷害致死罪に該当するものと判断した場合に、傷害致死の罪名で起訴するの  
37 は違法である。(司)

39 \*3ポリシーのメリットとデメリットは？

43 ■062■ 不当な起訴に対するコントロール

44 ◎ここでの問題は、「起訴すべきでないのに起訴された」場合の救済。

45 \*「応訴強制」という言葉の意味は？

47 \*不当な起訴から解放するために「公訴権濫用論」が生み出された。どんな理論？

1 \* 手続を打ち切るために活用されるのは何条？

2  
3  
4 ◎ それでは3つの領域を順番に。

5 ① ( ) を濫用して行った起訴

6 \* 判例学習30の判例は、このような場合に手続を打ち切ることを認めた？

7  
8 \* 判例学習30の判例は、どのような場合に手続を打ち切ると述べた？

9  
10 \* あなたはこの判例が示した「手続の打ち切り範囲」に賛成する？

11  
12  
13 ② ( ) が不十分な起訴

14 \* いろんな見解があるが、あなた自身はどのように規範を定立する？

15 ・まず、嫌疑を訴訟条件とする？

16  
17 ・嫌疑不十分な場合、原則として公訴棄却にする？ 無罪にする？

18  
19  
20 ・例外を認める？ 認めるとしたら、どんな例外？

21  
22  
23 ③ ( ) 捜査に基づく起訴

24 \* このような場合に手続を打ち切るべき理由は？

25  
26 \* あなたは公訴棄却にする？ 免訴にする？

27  
28 \* このような場合に最高裁が手続打ち切りを認めた事案はある？

29  
30  
31  
32 ■063■ 不当な不起訴に対するコントロール

33 ◎ ここでの問題は、「起訴すべきなのに検察官が起訴しない」ことをどう防ぐか、そして、  
34 起訴しなかった場合に起訴させることはできるか、という問題。

35  
36 ◎ 権限濫用防止のための間接的コントロール制度が2つある。

37 \* どんな制度？ 条文は？

38  
39  
40 \* なぜその制度は「間接的コントロール」になる？

41  
42  
43 ◎ 直接的コントロール制度が2つある。

44 \* 2つの制度がなぜ直接的コントロール制度といえるのか？

45 検察官の当該不起訴処分を否定し、

46 検察官によらずに他の機関が ( ) する、

47 または ( ) されたことにする

48 制度だから。

49  
50

1 ① ( ) 審査会の ( ) 議決制度

2 \*このシートでは手続や条文の記載を求めないが、条文はよく見ておこう。

3 \*「起訴相当」と「不起訴不当」の違いは？

4 \*起訴相当：

5  
6 \*不起訴不当：

7  
8 ●検察官が不起訴にした自動車運転過失致死被疑事件について、検察審査会が公訴を提起  
9 しない処分を不当とする議決をしたが、検察官において、捜査の結果、起訴を猶予すべ  
10 き事情が認められると判断した場合に、再度不起訴にするのは違法である。(司)

11 ② ( ) 請求 (準起訴手続)

12 \*このシートでは手続や条文の記載を求めないが、条文はよく見ておこう。

13 \*請求審の密行性という問題が指摘されている。判例をよく確認しておこう。

14  
15  
16  
17 ■075■ 一罪の一部起訴

18 ・理解が難しい論点ではないのだが、罪数の理解が前提として必要なので、後で学んだほ  
19 うがよい。一罪の一部起訴が認められる根拠と、例外要件、そして、例外にあたる場合  
20 の法的効果についてしっかり答えられるように！

21  
22 ●司法警察員から強盗の罪名で送致された被疑事件について、検察官において、捜査の結  
23 果、強盗致傷罪に該当するものと判断した場合に、強盗致傷の罪名で起訴するのは違法  
24 である。(司)

25 \*一罪の一部起訴にあたる事案ではないが、理由づけは同様のものとなるのでここに  
26 挙げた。

27